

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度第2回 所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成25年10月29日(火) 午後1時30分～午後3時35分
開 催 場 所	市庁舎高層棟6階 604会議室 (602会議室より会場変更)
出 席 者 の 氏 名	岩淵淑子(職務代理者) 牛島光恵 近藤卓夫 酒井克也 笹原文男 鈴木康平 段 貞行 千草孝雄(会長) 山路洋子
欠 席 者 の 氏 名	木棚照一
説明者の職・氏名	市民部国保年金課長 及川 利美 市民部国保年金課主査 一色 義直 福祉部高齢者支援課主査 築地 将司 福祉部介護保険課主幹 岸 克実 健康推進部保健医療課主査 岩雲 美香 健康推進課健康管理課主査 石井 美香 健康推進部健康管理課保健師 佐賀 香織 健康推進部健康づくり支援課主査 森澤 健寿 健康推進部健康づくり支援課保健師 並木 好美
議 題	1. 委嘱状交付式 2. (1) 会長・職務代理者の選出について (2) 会議運営方針について (3) 諮問第58号：国保データベース(KDB)システムにおける個人情報の目的外利用等について (4) その他(報告) 平成25年度上半期個人情報取扱事務届出書等報告
会 議 資 料	会議次第 資料一覧 機構図 審議会委員名簿 実施機関出席者名簿 資料1 審議会の運営方針(案) 資料2 個人情報の目的外利用等について(諮問) 資料3 提供情報の詳細 資料4 システムのイメージ図 資料5 諮問に関する概要 資料6 国保データベースシステム活用のポイント 資料7 平成25年度上半期個人情報取扱事務届出書等の届出状況

	閲覧用資料（以下の資料は、別途配架しております） ・個人情報取扱事務届出書（H25.4.1-H25.9.30 届出分） ・個人情報目的外利用等届出書（H25.4.1-H25.9.30 届出分）
担 当 部 課 名	【事務局】 副市長 大館 勉 市民部長 溝井 久男 市民部次長 金子 美也子 市民相談課長 須田 春男 市民相談課市政情報センター所長 新井 浩巖 市民相談課市政情報センター主任 藤原 隆弘 市民部市民相談課市政情報センター 電話 0 4 (2 9 9 8) 9 2 0 6

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
須田課長	ただ今から、平成 25 年度第 2 回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。
副市長	（委嘱状の交付を行う） （挨拶を行う）
	（委員自己紹介） （事務局紹介） （副市長が所用により退席）
議事（１） 会長・職務代理者の選出について	
須田課長	まず、議事 1 の「会長・職務代理者の選出について」でございますが、会長が決定するまでの間、部長に仮議長をお願いします。
溝井部長	それでは、会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきます。 本市の情報公開・個人情報保護審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりますと、会長は委員の互選によって定める、となっております。 いかがいたしましょうか。どなたか、推薦いただけますでしょうか。
岩淵委員	前回の会議においても職務代理者として議事を進行しました、千草委員を推薦します。
溝井部長	ただいま、千草委員を会長に、とのご提案がありましたが、いかがでしょうか。 （委員一同拍手にて賛同） それでは、千草委員に本審議会の会長をお願いしたいと思います。 （会長選出に伴い、仮議長の任を降りる）
千草会長	（会長就任の挨拶を行った）
須田課長	続きまして、審議会条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、職務代理者を会長より指名願います。
千草会長	引き続き委員をされている岩淵委員をお願いいたします。
岩淵委員	承りました。 （職務代理者就任の挨拶を行った）
須田課長	これより、千草会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。 （部長・次長が所用により退席） （新井所長が資料の確認を行った）
議事（２） 会議運営方針について	
千草会長	資料はお揃いでしょうか。 それでは、会議次第に従いまして議事を進行してまいります。

	まず、議事２、会議運営方針について事務局より説明願います。
新井所長	(資料１を読み上げた)
千草会長	以上につきまして、ご意見等ございますか。 (委員一同意見なし) それでは、資料１の案を本審議会の運営方針といたします。 (席の配置、実施機関入室等のため５分休憩)
議事(３) 諮問第５８号：国保データベース(ＫＤＢ)システムにおける個人情報の目的外利用等について	
千草会長	議事３に移りたいと思います。 実施機関の入室をお願いします。
	(実施機関の入室、挨拶を行った) (傍聴者がいないことの確認を行った)
千草会長	それでは、実施機関は説明を願います。
及川課長	それでは、はじめに、概要について簡単にご説明させていただきます。 国保データベースシステム、略称ＫＤＢシステムとは、健診・医療・介護データを相互に活用して、地域の健康状態の把握、重点課題の明確化、病気予防のための健康づくり・保健指導の効果的な実施に役立てることを目的に導入を予定しているシステムです。現在、公益社団法人国民健康保険中央会にて、平成２５年１２月の稼働を目指して開発がすすめられております。国が主導し、全国的に導入される予定となっています。 システムの構成は、国保年金課が所管する、「健診保健指導データ」、「医療レセプトデータ」と、介護保険課が所管する「介護給付データ」の３種類のデータの相互利用が前提となります。現在、これらのデータは、国民健康保険、介護保険のそれぞれの業務において利用されていますが、データの保管は、各都道府県に設置されている埼玉県国民健康保険団体連合会が行っています。このため、今回、ＫＤＢシステムを導入するにあたり発生する、データ転送処理等は、すべて埼玉県国民健康保険団体連合会等の閉域ネットワーク内で行われます。また、サーバ内において、個人が特定できる情報を二重に暗号化し、データ流出等に備えています。 本市における活用形態については、端末２台で運用する予定です。内、１台は国保年金課内に設置し、内、１台は保健センターに設置する予定です。端末の管理は国保年金課が行います。利用者にシステムログインのＩＤとパスワードを割り振り、利用機能を限定したアクセス制限を行う予定です。また、端末利用簿等によるアナログ的な管理に加えアクセスログ管理機能等の活用によるデジタル技術による管理を併せて行い、データの流出に万全の体制を構築する予定としています。 現在、社会保障の財政状況は大変に厳しい状況となっています。本市においても、国民健康保険特別会計の医療給付費、介護保険特別会計の介護給付費、一般会計の民生費については、何れも著しい増加傾向を示しています。このような環境において、ＫＤＢシステ

	ムを導入し、市役所全体が横断的にシステムを有効活用し、効果的な健康づくり・保健指導事業を行うことにより、医療費・介護給付費の適正化に繋げることができれば、国民健康保険及び介護保健事業の安定した運営を行うとともに、市民が少ない保険税、保険料負担で国民健康保険、介護保険のサービスを受けることが可能となります。加えて、市民の健康増進に貢献し、結果的に民生費の抑制にも繋がることも期待できます。 このように大変公益性の高い利用効果を期待しておりますので、本市では稼働当初からシステムを活用したいと考えております。そのためには、K D Bシステムの個人情報の収集並びに目的外利用及び提供が必要となりますので、今回、諮問いたすものでございます。概要については、以上となります。
一色主査	続きまして担当よりご説明させていただきます。 （資料２～６について読み上げを行った） 資料にはありませんが、個人情報の保護体制について説明いたします。 K D Bシステムは全国的に展開された事業となりまして、連合会と市町村との間は閉鎖されたネットワークで接続されており、信頼性があるシステム構築となっています。 ただし、本市における情報を閲覧できる端末の管理については、本市の職員が取り扱うことから一定のリスクは存在するものと考えています。 このリスクにつきましては、国保年金課が責任を負い、原則持ち出しを禁止し、閲覧できる部分に限り画面のハードコピーを許容すること、といたします。加えて物理的な管理としまして、管理簿による端末使用者の管理、職員への研修等を検討しています。 また、連合会に対しては、K D Bシステム上原則として、個人情報のデータ出力ができないように設定をするように要望してまいります。 続きまして、個人情報を利用する立場からの説明を行います。 国保年金課の業務は、大きく分けて年金業務と健康保険に分かれております。本件端末を利用する業務は健康保険となりますので、そちらの説明を行います。 健康保険業務は３つに分類され、被保険者の資格の有無に関すること、賦課徴収に関すること、審査支払の実施を行う給付業務となります。本システムを利用する業務は主に の給付業務となります。 給付業務のうち、特定健康診査等の保健事業業務において、保健センターに配属されている国保年金課兼務の保健師と協働して個人情報の活用を図っていく予定となっています。 利用方法といたしましては、特定健康診査等を効果的に実施するための企画、検証に統計情報を利用し、個別性が高い業務については、介護情報を活用する予定となっています。
岸 主 幹	介護保険課としましては、介護給付費の動向を把握し、事業計画の策定に役立てたいと考えています。 また、適正な支給を行うため、ケアマネージャーが作成したケアプランの点検を行う必

	要がありますが、医療情報があれば適正なプランが組まれているかの検証を行うことが容易となります。
築地主査	高齢者支援課の業務の一つとして、介護予防業務がありますが、個人単位の情報把握することにより、事業案内等の適正な対象者を選定することができ、より効果的な予防事業が展開できるものと考えています。
森澤主査	健康づくり支援課は、平成25年4月より機構改革により部が変更して創設された課となりまして、乳幼児医療等の母子保健業務から、生活習慣病等の成人保健事業まで、地域全体を対象とした業務を行っています。 本件システムにより、個人の帳票が利用できるようになると、健康相談事業や健康教育に非常に効果があるものと考えています。 これまでの事業においては、相談等があった後に、関係課、関係病院等に連絡を取り、相談者の情報の把握に努めていましたが、同システムを利用することにより、相談を受けた瞬間から即座に必要な情報を正確に把握することができるため、よりスムーズな支援を行うことができるようになります。 そして、健康状態により対象を絞り込むことにより、適切かつ積極的な事業案内等を行うことができるようになります。 また、所沢市では、一定の生活習慣病のリスクがある方に対して、健康保健事業を実施していますが、対象の方の医療の経緯等を継続的に把握することにより、保健指導の効果を計る材料の一つとして使用できるものと考えます。加えて事業の内容や方法の改善に繋げることができます。 また、健康診断の結果、受診勧奨者となった方々の受診状況の把握等により、個人への受診勧奨、保健指導に利用し、健康の悪化を防ぎ、結果として国保財政の健全化にも繋がるものと考えます。 そして、統計情報を活用することにより、地域世代別の分析が可能となり、健康課題が明確になります。市民の3割を占める国保加入者の情報を把握することにより、課題を把握、効果が全市民に波及することを期待しています。加えて個人のレセプトを詳細に確認することにより、健診受診者以外の健康状態の把握にも繋がるものとなります。
佐賀保健師	健康管理課においては、がん検診等の健診事業、こころの健康支援室における精神保健を担当している部署から構成されています。 個人の帳票の利用につきましては、がん検診を受け、要精検となった方が検査を受けていない場合を把握し、受診勧奨を行うことを検討しております。精密検査を早期に実施することにより、早期に癌を発見し、治療することで死亡率が下がること、統計データとして活用することにより予防に活用できるものと考えています。 精神保健の業務からは、相談を受けた際に、効果的な助言を行うため、個人の帳票を確認することを検討しています。 また福祉サービスにおいては、介護保険の利用と重複することがありますので、重複を

	避けることにより適正なサービスを提供できるものとなります。
岩雲主査	保健医療課の所管において、歯科診療所あおぞらがございます。この歯科診療は、在宅要介護の高齢者を対象としており、対象者が要介護４、５である方を診療しております。 これまでは利用の申込が合った場合、要介護度の確認や主治医意見書が必要となっておりましたが、ＫＤＢシステムを利用することにより、確認がすぐに行えるようになり、利用者をお待たせすることなく診療に繋げることができるようになります。
千草会長	ありがとうございます。 それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、委員の皆様は何かご意見ございますか。
段 委 員	システムを利用したデータがないと事業が進まないのですか。
一色主査	それほど問題なく進めることができます。ただ、データを突合し、データベースを作成することで、一歩進んだ対応ができるようになります。 健康づくり事業に関係する課だけで、本日出席しただけの課がありますので、重複している業務を横断的に行い、相互で情報を把握することにより、医療費の適正化に繋がるのではないかと考えています。
並木保健師	保健師の立場から実際の現場を説明いたしますと、がん等早期に自覚がない症状ですと、本人が自分の問題として捉えることが難しくなります。例えば、特定健診や生活習慣病の一部の方について、腎臓の数値によって個別の通知を送付し、講座を開いていますが、平成２４年に方法を変更してから２倍の受講者となりました。データを活用することにより、がんの情報などにより自分の症状として自覚を持っていただくことで、より効果の高い保健指導等が行えるものと考えます。
段 委 員	今回の諮問の対象は、プライバシーに関わる重要な個人情報であると考えます。 そのため、取扱いについても厳しい要件が課されるべきであり、戦略的に便利であるというだけで行って良いものか、疑問があります。 より具体的に、効果があるとする各論について分かりにくい部分があります。資料は全体の利用についてであり、個別の利用に関しての資料はありませんし。 地域の健康状態把握等についても、統計上一部のデータの把握を行えば済むものを、全体の情報を必要とすることも疑問があります。 目的は正当と思いますが、目的を達成するための手段が必要最小限であるのか、保護の手段についても連合会に要望しているだけでは、重要な情報を取り扱うことを考えると足りないのではないかと、と考えます。
千草会長	確かに、資料をもう少し詳しく用意していただくなど、目的と手段の関係をはっきりさせる必要がありますね。
段 委 員	現状問題なく業務を行えているとのことですから、その状況で便利という理由だけで利用を認めるのは問題があると思います。
鈴木委員	本件諮問については、市民サービスの向上を図るという点では価値があるものと考えます。

	しかし、重要な個人情報の利用を行うにあたっては、システムの運用、コスト、リスク管理等の均衡から検討すべきです。 運用については、市民の健康管理、サービスの質的向上とした、市民側からの利便性の検討、例えば窓口が一箇所で済むなどの説明が必要です。 次に、コストに関しては、どのぐらいかかるのか。重複している部分を把握することによりどのぐらい事務が合理化できるのかについて等の説明。 そして、リスク管理についての説明。民間ではプライバシーマークを取得して、リスク管理表を作成し、個人情報の利用項目、それに伴うリスクの有無、リスクへの対策を検討します。市役所においては、プライバシーマークの取得は行っていないでしょうが、それに変わるリスク管理の方法の説明をしていただきたい。重要な個人情報を取り扱う分、リスクは上昇しますので、上昇に見合う対策を説明してください。
千草会長	諮問を検討するにあたっては、利便性・コスト・リスク管理等の均衡を検討する必要があるため、こうして審議していますが、実施機関は更に説明していただけますか。
一色主査	一つ目の利便性についてですが、現在のところ市民が目に見えて分かる利便性の向上はありません。想定できることとして、保健指導等の対面指導の際の効果が挙げられます。 指導の際、本人からいただいた情報の正確な把握を行うことにより、より専門的で発展的な指導を行うことができます。医療や介護の情報を同時に把握することにより、より良い指導の効果が期待できます。 二つ目のコストについてですが、今回のＫＤＢシステムは、導入を国が主導して行うことから、２６年度当初の予算の負担はありません。しかし、どこかでコストが発生し、負担が回ってきていますので、負担がある以上システムを有効活用したいと考えています。 三つ目のリスク管理についてですが、所沢市はプライバシーマークを取得していませんが、リスク管理の必要性は認識していますし、情報の取扱いについてＩＴ推進課の定めたセキュリティ基準に従う必要もあります。そうした部署との調整も含めて適切なリスク管理を行っていく必要があると考えています。
築地主査	情報を利用する側としては、地方自治体のガイドラインに従い、セキュリティポリシーがございます。必要最小限の職員に対しＩＤの付与、パスワードによる管理は当然のこととして、漏洩等が起こらないようなリスク検証を行うこととなっております。 システム面では、個人情報を閲覧はできるが、出力はできないようにし、統計情報のみ利用できることとする等し、リスクの減少に努めます。 個人情報に触れる職員を最小限に、必要の無い個人情報は除外し統計情報を活用する等の配慮を行ってまいります。
一色主査	段委員のおっしゃられた、目的と手段との関係についてですが、現在システムを利用できませんので、具体的な項目を挙げて説明をすることができません。 しかし、現状の業務を行っていくだけでは、社会保障が立ち行かないところまで来ています。増大する民生費の内訳は、国保、介護、生活保護等上げられますが、そのうち７４

	歳までの市民を対象とする国保が最も対象の多い分野となります。病気が悪化して介護保険を利用する、生活が立ち行かなくなり生活保護を申請する、そうなる前に国保年金課の所有する情報を関係各課に利用してもらい、市として知恵をひねっていきたいと考えています。
笹原委員	目的の説明により、総論の部分については理解しました。本件諮問については、情報の活用について、統計の部分と個人の帳票の部分があり、統計情報に関しては積極的に利用していただきたいと思います。 問題は、個人情報の取扱いについてです。がん検診やレセプトの確認、保健指導等いくつか例が挙げられましたが、医師ががんの告知を行っていないのに市が把握してその情報を利用してしまったら等、具体的な利用について見えてきません。ケアプランの作成に医療情報をマッチングする等、もう少し具体的な利用方法を説明いただければ判断が行えると思うのですが、システム導入が済んでいない現状では難しいでしょうか。
佐賀保健師	がん検診の精密検査とされた方への受診勧奨については、既に受診された方へはご案内等はいきません。 現状では、医療機関から受診したかどうかの通知を受け取っていますが、通知がない場合もあり、正確な受診状況把握をするためにシステムの利用を行いたいと考えています。 精密検査が必要とされた方は、早急に検査を受けていただき、治療するのか、問題ないのかを確認していただきたい。市民の健康を守るお手伝いをするためにも、未受診者の情報を把握したいと考えます。
酒井委員	ＩＤやパスワードにより特定の利用に限るとして、課ごとに閲覧できる情報の制限を行う、アクセスコントロールは行えるのでしょうか。
一色主査	アクセスコントロールについては、連合会に確認をとります。
酒井委員	特定の目的をもって特定の情報を閲覧できることは、業務を遂行する上で効率的ですが、関係のない情報まで閲覧できる必要はありません。国保年金課がシステムを担当するのであれば、閲覧者や閲覧情報の制限をかけられるようにすれば良いのではないのでしょうか。
一色主査	アクセス制限については、詳細まで把握していませんので、連合会に確認いたします。
酒井委員	他市では、ＫＤＢシステムの導入は進んでいるのですか。
一色主査	ＫＤＢシステムの稼働が今年１２月となりますので、実際の導入はまだありません。全国的には、審議会に諮問するなどの動きがあります。
牛島委員	法律で一律に導入されることが決定しているのですか。それとも、自治体ごとに導入の有無を判断できるのですか。
一色主査	はい、自治体ごとに判断することができます。
酒井委員	健康情報は個人情報の中でも重要な分野といえます。１２月の稼働に合わせてすぐ業務を行いたいのですか。
一色主査	はい、早く利用したいと考えています。

笹原委員	国の事業ですが、市のほうでほかの利用ができるのですか。
一色主査	KDBシステムとして同じパッケージとなり、システムを利用するか、しないか、となります。認めていただいた後、契約を行い、システムの導入が開始されます。
笹原委員	カスタマイズはできないということですか。
一色主査	現状ではカスタマイズの余地はありません。
酒井委員	目的外利用の諮問を審議していますが、今までの業務に関する情報の取扱いについては、KDBシステムを通さないでも利用できるのですか。
一色主査	一つ一つの業務については行っております。
牛島委員	メリットを説明いただきましたが、管理社会といいたいまいしょうか、プライバシー侵害のおそれがぬぐえないですね。
近藤委員	便利に利用できるのはわかりましたが、応用次第では悪用の危険がありますね。 国が行っているとは思いますが、今の時代、予防措置をきちりとしていないと危険です。予防措置についての説明を受けないと判断ができませんね。
千草会長	現時点においては、KDBシステムが稼動しておらず、詳細が不鮮明ですからね。
近藤委員	ほかの市町村でもシステムに参加するのであれば、所沢市だけ参加しない、とすることは難しいと思いますが、用心に越したことはありません。導入の方向については賛成ですから、個人情報の保護措置についてより明確をお願いします。
千草会長	膨大な個人情報が取り扱われますので慎重に検討する必要があります。 諮問自体は認めることとして、補足をつけることといたしますか。
笹原委員	統計情報の利用は認めて良いと思います。個人の帳票の利用に関しては、市民から何で情報を知っているんだ、と言われないうように対応する必要があるでしょう。
千草会長	情報に触れる職員を減らすこと、データベースの利用については匿名化し、統計情報として利用すること等でしょうか。
笹原委員	利用することのハードルは上げておき、必要も無く簡単に利用できないようにするべきでしょう。
千草会長	委員の皆様全体として、個人情報の取扱いには不安が残るということでもよろしいでしょうか。
近藤委員	個人の健康管理を良くしていくために個人情報の利用が必要でしょうが、情報の管理は徹底し、責任者が重要性を良く把握しておく必要があると思います。
鈴木委員	リスク管理が心配ですから、漏洩・紛失・盗難等の対策を具体的に説明していただければ判断できると思います。
千草委員	意見がついた箇所については後日報告させることとしますか。
段 委 員	諮問を認めること自体を留保し、後日再度審議した方がよいと思います。
須田課長	事務局から確認してもよろしいでしょうか。 審議の経緯から個人の帳票の利用は難しいものの、統計情報の利用については構わない

	とのことでした。そのため、ＫＤＢシステムを稼動するために必要な、国保年金課と介護保険課の情報を突合することは認めていただき、個人の帳票を利用することについては、後日、具体的な利用方法や取扱いの安全性を審議してから認めていただくということで、よろしいでしょうか。
千草会長	委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。
牛島委員	大変難しい問題ですが、よろしいと思います。アクセスの制限を行い、セキュリティレベルを引き上げたとしても、一度漏洩した情報は回収できないことが恐ろしいと思います。ですから、そもそも情報が洩れないような手立てが必要となります。医療機関での利用も考えられますからね。
須田課長	民間の医療機関での利用は考えていないと伺っていますが、契約における個人情報の安全性の確保、システム上の安全性の確保、職員の研修等が必要となってくるものと思われます。
酒井委員	データベースの利用や印刷物のコピー等もありますから、対策は必要でしょう。
千草会長	それでは、審議の方向性がまとまりましたので、実施機関は退席してください。 答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。 （委員一同賛成） （実施機関退席） （審議まとめの前に５分休憩） 再開します。 事務局は、答申に盛り込む内容の確認をお願いします。
須田課長	はい。 健診・保健指導、医療、介護の情報を相互利用して、統計処理や個人の帳票を作成することができるＫＤＢシステムの利用に関しては、統計処理された情報を活用することによる健康事業や、個人の帳票を利用することによる相談業務の推進等、システムを利用することにより、地域における健康長寿の実現、医療費の削減に繋がることから、システム構築の必要性はあるという点。 ただし、個人の帳票の利用については、具体的な利用方法が定まっておらず、リスク管理を判断することができないことから、判断を見送り、統計情報の利用までを認めるとする点。 職員や連合会に対しては、本件システムに含まれる個人情報は、病状等人に特に知られたくない情報が含まれることから、個人情報の取扱いについては、特に慎重を期し、ＩＤ・パスワードのみならず、電子データの出力管理やアクセスログ等常に最新のセキュリティ対策を施し、職員への研修等保護の意識を高めることを要求する点。 以上の点を含んだ答申でよろしいでしょうか。
千草会長	委員の皆様はそれでよろしいでしょうか。

	(委員一同異議なし)
須田課長	なお、本件に係る次回の審議会は、具体的な利用が定まり次第開催することといたします。
議事 (4) その他 (報告等)	
千草会長	続きまして、議事 4、その他に移ります。 事務局から報告事項がありましたらお願いします。
藤原主任	はい、平成 25 年上半期の個人情報取扱事務届出書等について報告いたします。 個人情報取扱事務届出書は、市役所においてどのような個人情報がどのように取り扱われるかを市民が確認できるように、常に市政情報センターに配架している届出です。 資料 7 をご覧下さい。 個人情報を取り扱う旨の届出書は、開始・変更等合わせて 167 件ありました。 そのうち多くが、機構改革による変更届となっており、こども福祉課や健康推進部の新設、下水道事業に地方公営企業法が適用されたことで上下水道事業部ができたことによる届出書の記載変更となります。 個人情報を目的以外に利用した旨の届出書は、開始・変更等合わせて 53 件でした。 こちらの届出書も、機構改革による変更届が多くを占めております。 それぞれ一覧表を次のページに用意してありますが、個別の票につきましては、事務局に控えておりますのでお声かけ下さい。 報告は以上となります。
千草会長	事務局からの報告が終わりました。 何かご意見等ございますか。 (委員一同、特になし) では、報告の通り了承することとします。 事務局からほかに報告等ございますか。 (事務局、特になし) それでは、本日の会議を終了いたします。